

三五

653

厚生省 欄號		合議先番號		送受日	
第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送
受	受	受	受	受	受
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

案起	昭和三十年十一月二日
判決	月 日 合 校
受局課	付 課
行施	月 日
理事官	月 日
秘書課長	月 日
總務課長	月 日
審查委員	月 日

大臣 次官 秘書課長 總務課長 審查委員

昭和三十年十一月二十四日勅令第六百五十二號公布

五九 請議案

厚生省ニ職引揚援護連絡委員會設置ノ為之加官

甲乙ノ種類

判決

月 日 合 校

行施

月 日

理事官

月 日

日 月 送 受 號 番 先 議 合		
第	第	第
號	號	號
送	送	送
受	受	受
月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日

右閣議ヲ請フ

年月日

大臣

内閣總理大臣宛

制定ノ要アリ依テ別紙勅令案ヲ提出ス

勅令第

第

昭和三年十一月二十四日
勅令第六百五十二號

南洋振興護送連絡委員會官制

第一條

大東亞戦争ノ終結ニ伴ヒ内地(樺太、沖

繩)及千島ヲ除ク以下同ジ)以外ノ地域ヨリ内

地ニ引揚^ガル者及内地ヨリ内地以外ノ地域

ニ引揚^グル者ニ因^スル各廳事務ノ連絡調整

ノ爲^メ學生者ニ連絡委員會ヲ置^ク

第二條

連絡委員會ハ委員長及委員若干人ヲ

以^テ之ヲ組織ス

委員長ハ學生次官ヲ以^テ之ニ充^テ委員ハ厚

生大臣ノ奏請ニ依^リ關係各廳高等官^ニ充^テス

連絡委員會^ノ中ヨリ内閣ニ於^テ之ヲ命^ズ

第三條

委員長ハ會務ヲ總理ス

委員長事故アルトスハ委員長ノ指^命スル委

員其ノ職務ヲ代理ス

第四條

委員會ニ幹事ヲ置^ク厚生大臣ノ奏請

ニ依^リ内閣ニ於^テ之ヲ命^ズ

幹事ハ委員長ノ指^揮ヲ承^ケ庶務ヲ整理ス

第五條

委員會ニ書記ヲ置^ク厚生大臣之ヲ命^ズ

書記ハ上司ノ命ヲ承^ケ庶務ニ従^事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内地外ノ地ヲ内地ニ内地ヲ外ニ

理由

終戦ニ伴ヒ引揚ケル者ニ関スル各廳事務ノ連絡調整ヲ
圖ルノ要ナルニ依ル

裏面白紙

厚生省ニ引揚後護運給委員曾設置ノ爲之ガ官制制定ノ要アリ依テ
別紙勅令案ヲ提出ス

石閣議ヲ請フ

昭和二十年十一月三日

厚生大臣 芦 田 均

内閣總理大臣 芳 澤 密 原 喜 重 郎 殿

厚生省

勅令第 一 號

引揚援護連絡委員會官制

第一條 大東亞戰爭ノ終結ニ伴ヒ内地ハ樺太、沖縄及千島ヲ除ク以下同ジ一以外ノ地域ヨリ内地ニ引揚グル者及内地ヨリ内地以外ノ地域ニ引揚グル者ニ關スル各廳事務ノ連絡調整ノ爲厚生省ニ連絡委員會ヲ置ク

第二條 連絡委員會ハ委員長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充テ委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第三條 委員長ハ會務ヲ總理ス

厚生省

委員長事故アルトキハ委員長ノ指命スル委員長ノ職務ヲ代理ス

第四條 委員會ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ委員長ノ指命ヲ承ケ職務ヲ整理ス

第五條 委員會ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ命ヲ承ケ職務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

出

移載ニ伴ヒ内地以外ノ地ヨリ内地ニ、内地ヨリ外國ニ引揚グル者
ニ關スル各總事務ノ是給調整ヲ圖ルノ要アルニ式ル

厚生省